

# 第百六十二回 参議院 国土交通委員会 會議録 第五号

平成十七年三月二十二日(火曜日)

午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 田名部匡省君  
理事 田村 公平君  
脇 雅史君  
大江 康弘君  
佐藤 雄平君  
山本 香苗君

委員 岩井 國臣君  
岩城 光英君  
太田 豊秋君  
岡田 広君  
北川イツセイ君  
小池 正勝君  
末松 信介君  
鈴木 政二君  
伊達 忠一君  
藤野 公孝君  
池口 修次君  
岩本 司君  
北澤 俊美君  
輿石 東君  
山下八洲夫君  
魚住裕一郎君  
仁比 聡平君

衆議院議員  
国土交通委員長 橘 康太郎君  
国土交通大臣 北側 一雄君

事務局側  
常任委員会専門員 伊原江太郎君

本日の會議に付した案件

○公共工事の品質確保の促進に関する法律案(衆議院提出)  
○半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(田名部匡省君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴取いたします。橘康太郎君。

○衆議院議員(橘康太郎君) ただいま議題となりました公共工事の品質確保の促進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

公共工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等の特性を有しており、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは異なることから、公共工事の発注者は、工事の内容に応じて適切な技術的能力を有する者の競争により、契約の相手方を選定する必要があるあります。

また、公共工事の品質確保のためには、公共工事を実施する民間企業から技術提案を求めると等を通じて、その能力を積極的に活用していくことが必要であります。

本案は、こうした認識に基づき、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その促進に関する基本的事項

項を定めようとするもので、以下その主な内容について御説明申し上げます。

第一に、公共工事の品質確保に関し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないこと等の基本理念を定めることとしております。

第二に、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者の責務について規定しております。

第三に、政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定めるとともに、各省各庁の長、地方公共団体の長等は、基本方針に定めるところに従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第四に、発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないこととしております。

第五に、発注者は、競争参加者から技術提案を求めよう努め、これを適切に審査し、評価しなければならぬこととし、この場合には、中立かつ公正な審査及び評価が行われるよう必要な措置を講ずるものとするほか、技術提案についての改善、高度な技術等の提案を求めた場合における予定価格等について規定をいたしております。

第六に、発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を努めなければならないこととし、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとするほか、国及び都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

その他、附則において、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

以上が本案の提案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(田名部匡省君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(田名部匡省君) 半島振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴取いたします。橘康太郎君。

○衆議院議員(橘康太郎君) ただいま議題となりました半島振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

半島振興法は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から遠く離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど国土資源の利用の面における制約から、産業基盤、交通基盤等の整備の面での地域に比較して低位にある半島地域の振興を図るため、昭和六十年六月、建設委員長提案により時限立法として制定されました。制定以来、二度の改正を経て、現在二十年が経過しようとしております。

この間、本法に基づき二十三の地域が半島振興対策実施地域に指定され、半島振興計画に基づく各種の施策が講じられてきたことにより、各分野で着実に成果を上げてまいりました。

しかしながら、半島地域は依然として、社会生活基盤の整備が十分に進んでいない地域や所得水

準が低位な地域がある等の問題を抱えておりま

その一方で、半島地域は、豊かな自然環境や農

地域住民の主體的な取組に基づき、半島地域の

このような観点から、本案は、現行の半島振興

何とぞ、速やかに御賛成くださいますようお願い

○委員長(田名部匡省君) 以上で趣旨説明の聴取

これより質疑に入ります。――別に御発言もな

半島振興法の一部を改正する法律案に賛成の方

○委員長(田名部匡省君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さ

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、公共工事の品質確保の促進に関する法律案

公共工事の品質確保の促進に関する法律案

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良

質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活

あることにかんがみ、公共工事の品質確保に関

るとともに、公共工事の品質確保の促進に関す

る基本的事項を定めることにより、公共工事の

品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向

第三條 公共工事の品質は、公共工事が現在及び

将来における国民生活及び経済活動の基盤とな

それぞれの役割を果たすことにより、現在及び

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使

の品質が受注者の技術的能力に負うところが大

公共工事の品質は、これを確保する上で工事

公共工事の品質確保に当たっては、入札及び

契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競

等関与行為その他の不正行為の排除が徹底され

公共工事の品質確保に当たっては、民間事業

者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契

約に適切に反映されること、民間事業者の積極

6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事

における請負契約の当事者が各々の対等な立場

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事

ことにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」

第五條 地方公共団体は、基本理念にのっとり、

第六條 公共工事の発注者以下「発注者」とい

う。は、基本理念にのっとり、その発注に係る

公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び

設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関す

る資料その他の資料が将来における自らの発注

及び他の発注者による発注に有効に活用される

よう、これらの資料の保存に関し、必要な措置

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事

第八條 政府は、公共工事の品質確保の促進に関

針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九條 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)、特殊法人等の代表者当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十條 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一條 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技

術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二條 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立的かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従つて確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三條 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の

予定価格)

第十四條 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができると認められる者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五條 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

半島振興法の一部を改正する法律案

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地域住民の生活の向上と」を「半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに」に改める。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

九 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等)により生ずる被害を含む。その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項

第十三条中「向上」の下に、「産業の振興、医療及び教育の充実を」、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークその他の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(農林水産業の振興)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(地域間交流の促進)

第十五条の二 国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることにかんがみ、半島振興

対策実施地域の活性化に資するため、観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第十七条中「製造の事業」の下に「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を加え、「工場用」を削る。

附則第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ら施行する。

(災害対策基本法の一部改正)

第二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第三条第一項に規定する半島振興計

画

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

山村振興法

附則第五条の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興法

附則第十条第一項の表平成十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成十七年三月三十一日

振興山村の振興に關する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務

附則第十条第一項の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域の振興に關する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。

三月十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、改正道路運送法にかかわる国会決議の完全履行と安全・信頼のタクシートの回復に關する請願(第四二九号)(第四三二号)(第四三三二号)

第四二九号 平成十七年三月九日受理

改正道路運送法にかかわる国会決議の完全履行と安全・信頼のタクシートの回復に關する請願

請願者 福岡市東区千早一ノ九ノ四ノ七〇

三 仲道和正 外三千四百二十名

紹介議員 田 英夫君

改正道路運送法が二〇〇二年二月から施行されて三年が経過した。需給調整規制廃止と運賃多様化を進めるタクシール規制緩和によって、ハイヤータクシール産業は供給過剰状態の深刻化と低運賃競

争の拡大によって未曾有の危機を迎えている。ハイタク労働者の賃金・労働条件は極限にまで悪化し、生活保護費に満たない地域は全国に広がり、地域別最低賃金に抵触する事態が急増している。このため過重労働を強いられた結果、この七年間にタクシールの交通事故は四割以上も増え、最大の使命である安全が損なわれている。道路運送法改正時には、弊害を是正するために衆参両院で附帯決議が採択された。そこでは、緊急調整措置の発動要件の適切な設定や、運賃ダンピングの防止と運賃への適正な人件費の反映などがうたわれた。しかし、これを履行すべき国土交通省は、規制改革会議等の圧力に屈し、国会決議を全く無視し、緊急調整措置の発動要件を引き上げ供給過剰を更に高進させる施策を採るとともに、低運賃申請を鵜呑みにして認可し続けるばかりか、大口割引などの大幅な値下げ、低価格を誘導する運賃制度改悪を強行するなどの暴挙を重ねている。これは、メーター制による運賃収受を否定するものになりかねない。タクシール規制緩和を経てタクシール労働

者は生存権すら奪われ、生活破壊と労働環境破壊に直面している。それはハイタク産業の荒廃を招き、安全で利用者に信頼されるタクシートの崩壊を意味する。タクシー規制緩和と三か年を検証し、国民が等しく安心して利用できるタクシー制度を構築するための新たな法整備を検討する必要がある。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、二〇〇〇年五月の道路運送法改正に際して採択された衆議院運輸委員会及び参議院交通・情報通信委員会の決議を完全履行させること。

二、著しい供給過剰状態を是正し、適正な市場環境を確保するため、緊急調整措置を有効ある制度とするために抜本的に見直すこと。

三、道路運送法に違反して不当に安価な運賃・料金を誘導、差別的運賃を推奨し、ひいてはメーター運賃制の崩壊をもたらす国土交通省のタクシー運賃政策を改めさせること。

四、タクシー運転者の賃金・労働条件を劣悪化させ、過重労働の原因をつくっている現行運賃制度を廃止し、労働条件改善と利用者利便にかなう新しい運賃制度をつくること。

第四三二号 平成十七年三月九日受理

改正道路運送法にかかわる国会決議の完全履行と安全・信頼のタクシートの回復に関する請願

請願者 千葉県佐倉市太田二、四〇七 高

宮昇 外三千二百八十一名

紹介議員 宮上 貞雄君

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第四三三二号 平成十七年三月九日受理

改正道路運送法にかかわる国会決議の完全履行と安全・信頼のタクシートの回復に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市大浦甲八七ノ一三

東幸男 外四千三百二十八名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。



第十部

国土交通委員会會議録第五号

平成十七年三月二十二日

〔参議院〕

平成十七年三月三十日印刷

平成十七年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A